

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第1回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	令和元年7月19日(金) (開会)午後1時30分・(閉会)午後2時40分
開催場所	桶川市役所 会議室402
出席委員	12名
欠席委員	安心安全課長、人権・男女共同参画課長
事務局職員	2名
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 会長あいさつ 教育部長 4 委員紹介 5 副会長選出 6 協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめの認知について (2) いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組 (3) 桶川市のいじめに係る現状 (4) いじめ防止への取組(各課および関係機関より情報提供) (5) その他 7 閉会
配付資料	次第 知っていますか「いじめ防止対策推進法」 いじめの認知について いじめのサイン発見シート ネットトラブル注意報(第1号) ネットトラブル注意報(第2号) ネットトラブル注意報(第3号) 桶川市のいじめに係る現状 学校の生活アンケート 桶川市いじめ防止等基本方針 重大事態に係る調査について
議事の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付

3 会長あいさつ 教育部長

4 委員紹介

5 副会長選出

6 協議

(1) いじめの認知について

・事務局が資料に基づき説明した。

会 長：事務局の説明に質問、意見はあるか。

・委員からの質疑・意見なし

会 長：社会通念上のいじめと、法律ができたことによるいじめの定義との違いがありますが、資料の下に記載してあります定義となっている。

(2) いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組

・事務局が資料に基づき説明した。

会 長：事務局の説明に質問、意見はあるか。

会 長：いじめ対策委員会は年3回以上の開催はこれまであったか。

事務局：現在まで、年3回のみで開催である。

委 員：いじめの認知についてだが、定義が変わってきている。いじめの認知に対して、変遷をわかりやすくまとめ、比較できるような資料があるとよい。

(3) 桶川市のいじめに係る現状

・事務局が資料に基づき説明した。

会 長：事務局の説明に質問、意見はあるか。

委 員：小学校、中学校の生活アンケートを見ると「そのことを誰かに話しましたか」とあるが、「話した」「話していない」で終わっており、その後どうなったかがわからないので、確認をしてほしいと考える。

事務局：学校においては、記載があれば、聞き取りを行っている。また、聞き取り後、担任だけでは判断できないものもあるので、委員会等を立ち上げ、いじめなのか認知について確認している。その後のフォローも十分丁寧に行っているところである。

委 員：アンケートの結果は、保護者や児童生徒に公表しているか。

事務局：公表していない。児童生徒が同じ学校にいるため、デリケートな面があり、公表していない。しかし、1件1件に対して、その後の聞き取りから解消に向けて、児童生徒に寄り添って、指導・支援をしている。

委 員：名前を書いてアンケートを出すというのは、いじめられている子にとっては大変なことである。よって、そういった配慮をしながら、担任や学校は、このアンケートを行っている。このアンケートはどのような状況かを確認し、知るために行っているのであって、このアンケートから全てわかるというようなものではないと思われる。

会 長：アンケートについては、他の児童生徒に、様子を聞くこともあり、聞き取りも含めて慎重に扱っている。

(4) いじめ防止への取組

スポーツ振興課

スポーツ協会、あるいはスポーツ少年団、レクリエーション協会、スポーツ推進委員や各団体に対して、埼玉県教育委員会が作成した「いじめ110番」のチラシを配布している。

指導者の方たちより、実際にいじめになるような案件もあり、指導したり、

各学校の先生方に相談したりしたケースもあると聞いた。いじめ防止に対して、指導者の方々も高い意識をもっているということを知るなど、新たな発見があった。

子ども未来課

子ども相談・子育て相談を、駅前子育て支援センターにて毎週火曜日と木曜日に10時から4時まで家庭相談員が専用の部屋にて行っている。いつでも子育てメールにて、メール相談も行っている。家庭の育児相談も直通の電話にて受け付けているが、いじめということで小学生、中学生の保護者の方からの相談は今のところない。一番多い相談は幼稚園ぐらいの保護者からのものであり、たとえば自分の子が幼稚園で仲間外れにしているかといった、育児相談の延長のことが多い。

人権・男女共同参画課

・欠席のため、事務局より説明

子供のいじめ、悩みごとなどの日常生活でお困りのことに、人権擁護委員が相談に応じており、毎月第2火曜日 午前9時～12時まで、地域福祉活動センター3階にて行っている。また、子どもの人権SOSミニレターを行っている。これは、法務省の人権擁護機関で、平成18年度から送信用封筒と便箋が一体となった「子ども人権SOSミニレター」を作成配布し、身近な人にも相談できない子供の悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子供をめぐるさまざまな人権問題の解決に当たっている。また、電話やメールで相談することも行っている。

桶川市教育センター

いじめ専用ダイヤルが9時から夕方5時まで設置されているが、4年間でいじめの相談は1件であり、それも軽微なものであった。県の方が24時間対応で無料である。

- ・関係各課や各機関において取り組めること、連携が図れることについて委員間で小グループでの協議を行った。

委員：他の機関との関わりは難しいが、チラシの配布について議論を行った。せっかく各機関が集まっているので、このいじめ防止連絡協議会からチラシを出せないか。色々なイベントでそのチラシを配布し、協議会で中身を検討していくなど、目で見える形で作っていく。そうすれば地域や子供たちに伝わっていく。

委員：子供たちのいじめの発見が大事。メール、電話もある時間帯が大人の時間帯であるなら、アプリが使いやすいと思われる。アプリで使いやすいもので行っていくと、いじめの早期発見につながっていく。紙媒体でも毎年繰り返すことが大事である。

委員：放課後児童クラブで難しい子がいるが、放課後児童クラブの方には、あまり学校での様子が伝わっていない。学校と連絡をしていくとよい。
それぞれの各機関、各課がどういう立場で何をやっているかや、関わり方がよくわかっていない。いじめの認知も含めて共通理解が必要であると感じた。

委員：いじめ防止に係るチラシやパンフレットを幅広くお知らせしていくとよい。

委員：イベントや会議で配ることができるので、チラシの作成や方向性の提案を行ってほしい。

事務局：チラシを作成させていただく。次回の会で検討できるようにしていく。

(5) その他

会長：全体を通して何かあるか。

委員：スポーツ少年団などから各学校に相談にいった場合、第一報はどこに伝えたらよいか。

事務局：内容にもよるが、学校支援課へまずは一報入れてほしい。

会 長：学校支援課から、各学校や各関係機関へ情報を伝えていく。なお、このような情報提供については、各学校、関係機関への情報提供の許可も同時にいただくようにしていただきたい。

委 員：桶川市いじめ防止連絡協議会規則についても配布してほしい。

事務局：後で送らせていただく。

7 閉会

以上